

第 67 号議案

小城市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市保育の実施に関する条例の廃止に伴い、小城市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する

小城市教育委員会規則第 号

小城市保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則

小城市保育の実施に関する条例施行規則(平成 19 年小城市教育委員会規則第 12 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、小城市保育の実施に関する条例の廃止の日から施行する。

小城市保育の実施に関する条例施行規則

平成19年3月30日

教育委員会規則第12号

改正 平成20年3月31日教委規則第9号

平成21年3月13日教委規則第3号

平成22年3月25日教委規則第2号

平成24年3月22日教委規則第1号

平成24年3月30日教委規則第4号

平成26年9月26日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、小城市保育の実施に関する条例(平成17年小城市条例第107号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所の申込み)

第2条 条例第2条の規定により、保育の実施を希望する児童の保護者は、保育所入所申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類等を添えて、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 課税額を証明する書類
- (2) 保護者等が児童を保育できないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(入所可否の決定)

第3条 教育委員会は、前条の申込書を受理したときは、書類審査、面接等により、資格その他必要な事項を調査し、入所の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項により入所の可否を決定し、入所を許可するときは保育所入所承諾書(様式第2号)、入所を許可しないときは保育所入所不承諾通知書(様式第3号)又は保育所入所保留通知書(様式第4号)により、保護者に通知する。

(入所の取下げ)

第4条 入所の申込みをしていた者が都合により入所を取り下げる場合は、保育所入所申込取下書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(保育実施の解除等)

第5条 教育委員会は、保育を実施している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、

保育を一時停止し、又は保育実施の解除を行うことができる。

- (1) 保育の実施の事由が消滅したとき。
- (2) 感染性の疾病に感染し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 保護者が条例又は規則に従わない場合若しくは教育委員会が行う保育上の指示に従わない場合には、教育委員会は保育実施の許可を取り消すことができる。

(退所届)

第6条 保護者は、児童を保育所から退所させようとするときは、保育所退所届(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(退所決定)

第7条 教育委員会は、前条の届けを受理したときは、その内容を審査し、退所させることが適当であると認めたときは、その保護者に保育実施解除通知書(様式第7号)により通知する。

(保育児童台帳の作成)

第8条 教育委員会は、入所の実施を決定した児童ごとに申込書を基礎として、保育児童台帳(様式第8号)を作成しなければならない。

(保育料)

第9条 教育委員会は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項の規定により、入所した児童の扶養義務者から負担能力に応じ、市が支弁した費用の全部又は一部を保育料として徴収する。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。

2 保育料は、別表に定めるところにより、入所児童の属する世帯の階層及び年齢区分によって定めた額とする。ただし、年齢区分については、年度の初日の年齢により保育の実施を行っている場合は、年度の初日の年齢区分とし、保育の実施が行われた日の属する月の初日の年齢で保育の実施を行っている場合は、保育の実施が行われた日の属する月の初日の年齢区分とする。

(保育料の減免)

第10条 教育委員会は、前条の規定により保育料を徴収する場合に、保育所入所児童の保護者が次の各号のいずれかに該当し負担することができないと認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 所得の減少により当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) 前2号に掲げる者を除くほか、特別の事由がある者

- 2 前項の規定により保育料の減免を受けようとする者はその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して教育委員会に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定により保育料の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(保育料の納入)

第11条 保育所に入所している児童の保護者は、前2条により定めた保育料を毎月25日まで指定された方法により納入しなければならない。

- 2 月の中途で入退所する場合は、実際の開所日数にかかわらず、1月間の開所日数を25日として入所においてはその初日から、また退所においては、その退所の日の前日までの額を算出し、保育料として徴収する。
- 3 既に納入した保育料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(滞納処分)

第12条 保育料を期限内に納入しない場合は、地方税滞納処分の例により処分することができる。

(私立認定保育所についての適用除外)

第13条 第2条から前条までの規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所における保育の実施にかかる児童については、適用しない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の小城市保育の実施に関する条例施行規則(平成17年小城市規則第131号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年3月31日教委規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月13日教委規則第3号)  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日教委規則第2号)  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日教委規則第1号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教委規則第4号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日教委規則第4号)  
この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別表(第9条関係)

保育所徴収金基準額表

(単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			国階層	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による給付受給世帯	0	0	0	1	
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分	市町村民税 通常	9,000	6,000	6,000	2
		非課税世帯 困窮、母子世帯等又は障害児(者)のいる世帯	0	0	0	
C	に該当する世帯	市町村民税 通常	19,500	16,500	16,500	3
		課税世帯 困窮、母子世帯等又は障害児(者)のいる世帯	18,500	15,500	15,500	

D1	A階層を除き、	20,000円未満	25,000	21,000	20,500	4
D2	前年分の所得	20,000円以上40,000円未	30,000	25,000	24,000	
	税課税世帯で	満				
D3	あって、その所	40,000円以上71,500円未	40,000	29,000	25,500	5
	得税の額の区	満				
D4	分が次の区分	71,500円以上103,000円未	44,500	31,000	25,800	
	に該当する世	満				
D5	帯	103,000円以上413,000円	51,000	32,000	26,000	6
		未満				
D6		413,000円以上734,000円	62,000	34,000	28,000	7
		未満				
D7		734,000円以上	73,000	34,000	28,000	8

(注) 10円未満の端数は、切り捨てる。

#### 備考

- この表のC 階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

また、この表のD1 ~ D7 階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収基準額とする。

(1) 「母子世帯等」...母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号第17条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同法第31条の7第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」...次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」...保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	徴収基準額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第B 階層	0円	0円
第C 階層	18,500円	15,500円

3 第B 階層から第D7 階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

ただし、児童の属する世帯が2に掲げる世帯の場合の第B 階層から第C 階層の第2欄については、2に掲げる徴収基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記3に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児)	徴収基準額表に定める額



童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	
イ 上記3に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収基準額表×0.5
ウ 上記3に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注) 10円未満の端数は、切り捨てる。